

議案第 86 号

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例の一部を改正する条例

墨田区保育の実施及び費用徴収に関する条例（平成 9 年墨田区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「第 56 条第 10 項」を「第 56 条第 7 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。